

平成25年第11回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年7月12日（金）
午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第19号 臨時代理の報告について
(弘前市教育関係職員の給与等の臨時特例に関する条例案の市長への送付について)
- 報告第20号 臨時代理の報告について
(弘前市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例案の市長への送付について)
- 6 議案の審議
議案第27号 弘前市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第28号 弘前市立公民館管理運営規則等の一部を改正する規則案
議案第29号 弘前市立図書館協議会の委員の任命について
議案第30号 弘前市奨学金貸与者の決定について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 山科 實 委員、2番 土居 真理 委員、3番 一戸 由佳 委員、
4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学校指導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化財課長 小野 俊彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、同政策調整担当主幹 高谷 由美子、同主幹兼総務係
長 中田 和人

午後1時 開会

○委員長（山科 實委員） これより、平成25年第11回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番土居真理委員と3番一戸由佳委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は報告が2件、議案4件ですが、議案第30号は奨学金の貸与候補者の個人情報に関する事項が審議されることから、当該議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

・報告第19号について

○委員長（山科 實委員） 報告第19号臨時代理の報告について審議します。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 報告第19号臨時代理の報告についてご説明いたします。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じ、教育関係職員の給与削減に関して必要な事項を定めるため、弘前市教育関係職員の給与等の臨時特例に関する条例案の市長への送付について、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。市職員の給与は弘前市職員給与条例で定められております。また、教育関係職員の給与は弘前市教育関係職員の給与等に関する条例で定められております。そのことから、当初、それぞれの給与の臨時特例に関する条例を定めようとしたのですが、基本的な内容が同じであることから、弘前市職員の給与の臨時特例に関する条例で一本化したものであります。

別紙の弘前市職員の給与の臨時特例に関する条例案をご覧ください。本条例は、第1条から第8条まで規定しております。第2条第1項は、この条例の施行日から平成26年3月31日までの間を特例期間とすることを規定しております。第3条から第5条は、市職員の給与について定めたものであります。第6条は、弘前市教育関係職員の給与の減額について規定しております。この条例の適用を受ける職員は、和徳幼稚園の教諭、学校教育推進監、学校指導課長、同補佐、教育センター所長補佐、管理主事、指導主事の17人です。第1項では、それぞれの職務の級に応じまして、支給減

額率を市職員に準じて、100分の2.39から100分の4.89と定めるものです。第2項では、休職者に支給する給与についても適用される旨を規定しております。第3項では、給与減額の際の1時間当たりの単価の算定についても適用させる旨を規定しております。第4項では、この規定は指導主事については適用させず、県費負担教職員の例によると規定しております。これは基となります弘前市教育関係職員の給与等に関する条例において定めている給料表が県に準じているほか、期末・勤勉などの各種手当につきましても県費負担教職員の例によると規定しております。この規定は、学校現場に復帰した際に、支給水準に格差が生じていないように配慮した、基本的な考え方に合わせたものであります。県に問い合わせたところ、県費負担教職員の減額率は、100分の4.71から100分の7.71ということでした。続きまして、第7条は、減ずる額を算定する場合の端数計算についての規定であります。第8条は、条例の施行に関する規則委任を規定しております。附則で施行日を平成25年7月1日からとしております。以上で本条例の説明とさせていただきます。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対しまして質疑等ございませんか。
 - 5番（佐藤紘昭委員） 4.71から7.71はかなり厳しいものですが、参考までに3市の状況はわかりますか。
 - 教育政策課長（櫻庭 淳） 私どもが得ている情報では、青森市は条例自体が議会で否決されたものですから、削減は今ございません。当市は県費職員の例に準ずるという形になっていますが、八戸市は教職員関係の給与条例を別立てではなく、市職員の給与の中に合わせたような形になっておりますので、削減率が課長級で9%、主査級から課長補佐級まで7%、その他は4%となっており、県に合わせたものよりも高い率での減額となっております。
 - 1番（山科 實委員） 2.39とか3.89という数字はどこから出てくるのですか。
 - 教育政策課長（櫻庭 淳） 今回の減額が、国の時限措置で定められている7.8%の減額した数字と現在の給与とのラスパイレス指数、国家公務員を100とした場合地方公務員は幾らになるのかという数値に合わせて、国では地方に対し100まで落としなさいとしております。弘前市は国家公務員が減額する前のラスパイレス指数は95.8なのですが、減額後の数値は103.6になっています。そのため、国家公務員より多い額を数値的にするとこのようになります。ちなみに青森市は107.9、八戸市は107.4、五所川原市でも104.6なので、弘前市は比較的ラスパイレス指数は低いですが、それでも100を超えているので下げるということです。
 - 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ございませんか。
（「なし」の声あり）
 - 委員長（山科 實委員） それでは報告第19号を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
 - 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第19号は承認されました。
- ・報告第20号について

- 委員長（山科 實委員） 報告第20号臨時代理の報告について審議します。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） 報告第20号臨時代理の報告についてご説明いたします。
- 東日本大震災の復興財源確保に係る国の要請及び地方交付税の削減を受け、教育長の給与削減に関して必要な事項を定めるため、弘前市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例案の市長への送付について、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。市長、副市長及び常勤の監査委員の給与は、弘前市特別職の職員の給与等に関する条例で、教育長の給与は、弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例で定められていることから、当初、それぞれの給与の臨時特例に関する条例を定めようとしたのですが、基本的な内容が同じことから、弘前市長等の給与の特例に関する条例で一本化したものであります。別紙の弘前市長等の給料の特例に関する条例案をご覧ください。本条例は、第1条から第4条まで規定しております。第2条におきまして、平成25年7月から平成26年3月までの間を特例期間とすることを規定しております。第3条では、教育長の給料月額を現行の規定に定められた給料月額から100分の5に相当する額を減じた額とすることについて規定しております。第4条では、減額後の給料月額は、期末手当及び退職手当の額の算出には適用しないという適用除外について規定しております。附則で、施行日を平成25年7月1日からとしております。以上で本条例の説明とさせていただきます。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し質疑等ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは報告第20号を承認することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第20号は承認されました。
- ・議案第27号について
- 委員長（山科 實委員） 議案第27号弘前市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案について審議します。
- 弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭 哲紀） 議案第27号弘前市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。弘前図書館の分室の設置に必要な規定を設けるため、所要の改正をしようとするものであります。具体的には7月27日に弘前駅前地区再開発ビル「ヒロロ」の3階にオープンする弘前図書館駅前分室こども絵本の森の設置について必要な事項を規定しようとするものであります。

新旧対照表をご覧ください。表の右側が現在の規則で、左側が改正後の新規則になります。太字の部分が改正部分になります。表の右側の第15条の配本所に関する規定について語句を整理し、第3項と第5項の中にある「相馬ライブラリー」を「配本所」に改め、第4項中の「教育長が」を「教育長は、」に改め、この条を第15

条の2と置き換えます。次に第14条の後に分室についてその名称や開館時間などの詳細を定めるために、第15条として次の一条を加えます。(分室)第15条弘前図書館に次のように分室を設置する。名称、駅前分室こども絵本の森、位置、弘前市大字駅前町9番地20。2、分室の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。3、分室の休館日は、次のとおりとする。(1)整理日 毎月の第3木曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日。(2)特別蔵書点検日(毎年1回)。4、前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。5、第11条第2項から第6項まで及び第14条の規定は、分室における図書館資料の利用について準用する。6、前項に定めるもののほか、分室における図書館資料の利用等については、別に定める。附則として、この規則は、平成25年7月27日から施行することとなっております。以上であります。

- 委員長(山科 實委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 4番(前田幸子委員) 新旧対照表の2番目で、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができるというところで、例えば時間を9時から始めたり、午後の7時までやれるということだと思いますが、今の段階でどういうことが考えられますか。
- 弘前図書館長兼郷土文学館長(桜庭 哲紀) ヒロロの開店時間にも関係すると思いますが、それによって早めたり、遅くしたりすることができます。今は子ども向けの読み聞かせのイベントを考えておりますが、通常はこの時間帯でできると思っておりますので、今後特段配慮するようなイベントなり事業なりが出てくれば、少し早めて開館するなり、時間を遅くまでやるのが可能ということの規定であります。
- 4番(前田幸子委員) ヒロロの営業時間帯がわからないのですが。
- 弘前図書館長兼郷土文学館長(桜庭 哲紀) 3階のヒロロスクエアは、それぞれの機能のところで開館時間が違いますので、子ども絵本の森の場合は、10時から6時迄ですけれども、子育てのコーナーは、別な時間が定められております。
- 1番(山科 實委員) 2項は「ただし、教育長が」となっていますが、他は教育長はとなっているのは意味が違うのですか。
- 弘前図書館長兼郷土文学館長(桜庭 哲紀) 服務上の言葉の使い方になると思いますが、第15条の2で「は」と変えているのは、主語をはっきりさせるといいますか、教育長の権限で休館日を決定するということをきちんと述べたものだと思います。法制執務上のことばの言い回しとして聞いておりました。
- 1番(山科 實委員) こども絵本の森の中でも、コーナーによって開館時間や閉館時間が違うのですか。
- 弘前図書館長兼郷土文学館長(桜庭 哲紀) こども絵本の森の中は全体で10時から6時迄ということで、その他にヒロロ3階のスペースには総合行政窓口とか、子育てのコーナーとかありますけれども、そちらはそちらの開館時間があるということです。
- 1番(山科 實委員) 前の委員会の時も聞きましたが、警備上の問題は大丈夫ですか。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭 哲紀） それは全体の3階のフロア、4階のフロア、市の部分とビル全体の部分を含めて、ビルの管理会社が警備をきちんと行うということです。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは議案第27号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

・議案第28号について

○委員長（山科 實委員） 議案第28号弘前市立公民館管理運営規則等の一部を改正する規則案について審議します。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 議案第28号弘前市立公民館管理運営規則等の一部を改正する規則案についてご説明いたします。提案理由でございますが、子育て・教育支援施策の推進にあたり、利用者の利便性を考慮し、観覧料の減免申請及び承認手続きを簡略化するため、所要の改正をしようとするものであります。まずはじめに、規則の改正に至った経緯についてご説明いたします。参考資料として、ひろさき多子家族応援パスポート事業をご覧ください。この事業は、弘前市アクションプラン2013のエボリューション3の一つ、「子育て日本一を目指します」の中にある事業の一つでございます。内容は、満18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯に対する経済的な負担と、親子で触れ合う機会の創出を目的として、公共施設の使用を無料とするものがあります。現在市では市内の小・中学生に対しましては公共施設の無料化を実施しております。そういうことから、実質的にはその両親と高校生の子どもの子どもが無料になるということになります。事業の対象施設のうち、教育委員会が所管する施設は、中央公民館のプラネタリウム、郷土文学館及び博物館があり、各施設の管理規則の一部を改正し、パスポートを提示すれば無料になるようにするものであります。なお、この事業は平成25年7月16日から実施するため、改正規則の施行も7月16日からとなります。

それでは、弘前市立公民館管理運営規則等の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が旧で左側が新であります。弘前市立公民館管理運営規則等の一部改正は、第11条第3項中「条例第12条」の次に「第1項又は」を加えるものであります。参考資料の弘前市立公民館条例抜粋をご覧ください。現行では、弘前市立公民館条例第12条第1項でプラネタリウムの観覧料が無料となる対象が規定されており、管理運営規則第11条第3項でそれを証明するものを提示すれば無料となる旨を規定しております。今回のひろさき多子家族応援パスポート事業につきましては、条例第12条第1項の中の第1号教育目的のために観覧するときを適用し、管理運営規則でパスポートを提示することで無料になる旨を規定するものであります。以上が弘前市立公民館管理運営規則等の一部改正についての説明でございます。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 続きまして、弘前市立郷土文学館管理運営

規則の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表の2枚目をご覧ください。弘前市立郷土文学館管理運営規則の一部改正は、第8条第3項の次に、「第4項前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めた書類を職員へ提示し、職員が確認することにより、前2項に規定する減免に係る申請及び承認があったものとみなす。」を加えるものであります。参考資料の弘前市立郷土文学館条例抜粋をご覧ください。現行では、弘前市立郷土文学館条例の第6条で、市長が特に必要があると認めたときは、観覧料を減免することができる」と規定していることから、その規定を生かし、管理運営規則の方で教育長が特に必要と認めた書類、つまりパスポートを提示すれば無料になる旨を規定したものであります。弘前市立郷土文学館管理運営規則の一部改正につきましては以上であります。

○博物館長（土谷伸夫） 続きまして、弘前市立博物館管理運営規則の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表の3ページをご覧ください。弘前市立博物館管理運営規則の一部改正は、第17条第3項の次に「第4項前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めた書類を職員へ提示し、職員が確認することにより、前2項に規定する減免に係る申請及び承認があったものとみなす。」を付け加えるものです。参考資料の弘前市立博物館条例の抜粋をご覧ください。現行では、「第11条市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。」と規定していることから、その規定を生かし、管理運営規則で教育長が特に必要と認めた書類、つまりパスポートを提示すれば無料になる旨を規定いたしました。ただし博物館は、今年度改修工事中で、展示は岩木公民館と旧市立図書館で行っておりますが、現在無料で実施しておりますので、実質的には今年度は対象施設にはならないこととなります。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） パスポート事業の参考資料の事業の実施時期についての実施日とその日に登録申請に行ってもその日のその場ですぐ交付されるのか伺います。

○生涯学習課長（佐藤賢也） このひろさき多子家族応援パスポート事業は、市長部局の子育て支援課で事務を行っております。事業の実施日につきましては、平成25年7月16日からになっております。そういうことから、規則の改正も必要になってきます。申請してすぐもらえるのかということですが、これにつきましては確認しておりません。

○1番（山科 實委員） このパスポートの対象になる世帯は、概ねどの位かわかりますか。

○博物館長（土谷伸夫） 子育て支援課からは、約1,800世帯と聞いております。ただし、あくまで申請ですので、すべての世帯が申請するかどうかはわかりません。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは議案第28号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どお

り可決されました。

・議案第29号について

○委員長（山科 實委員） 議案第29号弘前市立図書館協議会の委員の任命について審議します。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 議案第29号弘前市立図書館協議会の委員の任命についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、弘前市立図書館協議会の一部委員の退任に伴い、図書館法第15条の規定により、補欠の委員を任命しようとするものであります。図書館法第15条では、図書館協議会の委員は当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命すると規定されていることから、今回議案としてお諮りするものであります。今回補欠の委員として任命する方は、下の表に記載しておりますが、弘前大学教育学部附属中学校副校長の笹日出美氏であります。今年3月の教職員人事異動に伴い、推薦母体である弘前地区中学校長会から委員の変更をしたいとの申し出があったことから、現任の弘前市立第二中学校長田中慶一委員の後任として任命をするものであります。なお、任命期間は前任者の残任期間である平成25年7月16日から平成26年7月20日までとなっております。参考資料といたしまして、次のページに弘前市立図書館協議会委員の定数及び任期、弘前市立図書館協議会の職務について、現在の委員の名簿7名ございますが、内容のご確認をしていただきたいと思っております。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 今までも途中で交代になったことはあるのでしょうか。そんなに長い期間でないので、きちんとやってほしいという思いがありました。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 今回のように小学校、中学校の校長会から委員の推薦を頂いた場合は過去にもあります。今回小学校の校長会の代表の先生は変わっていないので変更はありませんが、中学校長会からは変更をしたいという申し出がありました。

○1番（山科 實委員） 委員の中で本づくりに関わっていると、本を通して活動している方が2人しかいないのですが、後は教育関係者で、10名まで任用できるのであれば、もう1、2名でも利用する側の方とか、本に関わる方人を任用する予定はないのですか。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 今回は平成24年に委員を変更して現在の7名になっておりますが、その時に新たな試みとして公募委員を導入しております。定数としては条例にありますように10名以内となっておりますので、残りの定数については今後工夫して、もう少し必要だということであれば検討してみたいと思っております。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは議案第29号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第29号は原案どおり

可決されました。

○委員長（山科 實委員） 次に議案第30号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

・議案第30号について

○委員長（山科 實委員） それでは議案第30号弘前市奨学金貸与者の決定について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議－原案否決）

○委員長（山科 實委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これを持ちまして、平成25年第11回教育委員会会議を閉会いたします。

午後2時8分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 中田 和人

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 一 戸 由 佳